

堺市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

堺市学校給食費の管理に関する規則（令和5年規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条中「小学校、」の次に「同条例別表の第3項の表に掲げる中学校及び」を加え、「及び大泉中学校」を削る。

附則第3項中「ついては、」の次に「その実施の日が令和6年4月1日から同年8月25日までの間である給食にあつては」を、「335円」の次に「とし、同月26日から令和7年3月31日までの間である給食にあつては同表中「255円」とあるのは「285円」と、「310円」とあるのは「340円」」を加える。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和6年8月26日から施行する。